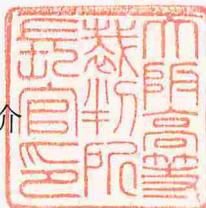


大阪高裁総第975号

令和2年11月26日

山中理司様

大阪高等裁判所長官 安浪亮介



司法行政文書の開示についての通知書

令和2年10月26日付け（同月27日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので、通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

令和元年度司法事務協議会協議事項（民事関係）抜粋（両面で1枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

（担当）総務課 電話06（6316）2519

控訴の趣旨記載例

	一審請求の趣旨	原判決	誤	正(取消方式)	正(変更方式)
全部棄却の場合 (原告控訴)	1. 被告は原告に対し100万円を支払え。	1. 原告の請求を棄却する。	1. 原判決を取り消す。 ※取消後に求める判決の記載がない。	1. 原判決を取り消す。 2. 被控訴人は、控訴人に対し、100万円を支払え。	全部棄却の場合に変更方式は用いない
全部認容の場合 (被告控訴)	1. 被告は原告に対し100万円を支払え。	1. 被告は、原告に対し、100万円を支払え。	1. 原判決を取り消す。 ※取消後に求める判決の記載がない。	1. 原判決を取り消す。 2. 被控訴人の請求を棄却する。	全部認容の場合に変更方式は用いない
一部認容の場合 (原告控訴)	1. 被告は原告に対し100万円を支払え。	1. 被告は、原告に対し、60万円を支払え。 2. 原告のその余の請求を棄却する。	1. 原判決を取り消す。 2. 被控訴人は、控訴人に対し、 <u>100万円</u> を支払え。 ※勝訴部分(60万円の請求認容部分)まで取消を求めている。 ※60万円については一審判決に支払を命じる主文あり。	1. 原判決中、 <u>控訴人敗訴部分</u> を取り消す。 2. 被控訴人は、控訴人に対し、40万円を支払え。 ※不服申立ての対象が敗訴部分に限られることを明らかにしている。	1. 原判決を次のとおり変更する。 2. 被控訴人は、控訴人に対し、100万円を支払え。
一部認容の場合 (被告控訴)			1. 原判決を取り消す。 2. 被控訴人の請求を棄却する。 ※勝訴部分(40万円の請求棄却部分)まで取消を求めている。 ※40万円については一審判決で棄却主文あり。	1. 原判決中、 <u>控訴人敗訴部分</u> を取り消す。 2. <u>上記部分</u> につき、被控訴人の請求を棄却する。 ※不服申立ての対象が敗訴部分に限られることを明らかにしている。	変更後に求める裁判が「請求棄却」のみなので、一般的に変更方式は用いない
原告複数で全部棄却、原告Aのみ控訴の場合	1. 被告は原告Aに対し100万円を支払え。 2. 被告は原告Bに対し50万円を支払え。	1. 原告らの請求をいずれも棄却する。	1. 原判決を取り消す。 2. 被控訴人は、控訴人Aに対し、100万円を支払え。 ※原告Bに関する部分まで取消を求めてしまっている。	1. 原判決中、 <u>控訴人Aに関する部分</u> を取り消す。 2. 被控訴人は、控訴人Aに対し、100万円を支払え。 ※原判決中、不服申立ての対象を特定する。	全部棄却の場合に変更方式は用いない
原告複数で一部認容、原告Aのみ控訴の場合	1. 被告は原告Aに対し100万円を支払え。 2. 被告は原告Bに対し50万円を支払え。 3. 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。	1. 被告は原告Aに対し60万円を支払え。 2. 被告は原告Bに対し30万円を支払え。 3. 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。	1. 原判決を取り消す。 2. 被控訴人は、控訴人Aに対し、 <u>100万円</u> を支払え。 ※原告Bに関する部分まで取消を求めてしまっている。 ※勝訴部分(60万円)まで取消を求めている。	1. 原判決中、 <u>控訴人Aに関する敗訴部分</u> を取り消す。 2. <u>上記部分</u> につき、被控訴人は、控訴人Aに対し、40万円を支払え。	1. 原判決中、 <u>控訴人Aに関する部分</u> を次のとおり変更する。 2. 被控訴人は、控訴人Aに対し、100万円を支払え。

控訴の趣旨記載例

	一審請求の趣旨	原判決	誤	正(取消方式)	正(変更方式)
訴訟物の異なる①、②請求について、いずれも一部認容の場合に、請求②の棄却部分は控訴の対象とせず、請求①についてのみ控訴する場合(原告控訴)	1. 被告は原告に対し200万円を支払え。(←①請求・不法行為) 2. 被告は原告に対し300万円を支払え。(←②請求・貸金)	1. 被告は、原告に対し、300万円を支払え。(←①請求・不法行為につき100万円、②請求・貸金につき200万円) 2. 原告のその余の請求をいずれも棄却する。	1. 原判決を取り消す。 2. 被控訴人は、控訴人に対し、 <u>200万円</u> を支払え。	1. <u>原判決中、不法行為に基づく請求に関する控訴人敗訴部分</u> を取り消す。 2. <u>上記部分につき</u> 、被控訴人は、控訴人に対し、100万円を支払え。	1. <u>原判決中、不法行為に基づく請求に関する部分</u> を次のとおり変更する。 2. 被控訴人は、控訴人に対し、200万円を支払え。
本訴請求認容、反訴請求棄却、被告(反訴原告)控訴の場合	(本訴)被告は原告に対し100万円を支払え。 (反訴)本訴被告は本訴原告に50万円を支払え。	1. 被告は原告に対して100万円を支払え。 2. 反訴原告の請求を棄却する。	※一部認容された部分についても取消を求めている ※控訴審で求める裁判の対象となる訴訟物が不特定(①+②の敗訴部分合計200万円の支払を求めていたのか、①請求について一部認容された部分を含めて200万円と記載しているのか、②請求の敗訴部分のみ支払を求めていたのかわからぬ)	1. 原判決を取り消す。 2. 被控訴人の本訴請求を棄却する。 3. 被控訴人は、控訴人に対し、50万円を支払え。	※取消を求める範囲が訴訟物で特定されているので、2.で支払を求めているのは①請求の一審敗訴部分であることがわかる。 ※原判決主文2項(②請求)については原判決の取消を求めていないので、控訴の対象としていないことがわかる。 ※原判決主文2項(②請求)については原判決の取消を求めていないので、控訴の対象としていないことがわかる。 全部棄却の場合に変更方式は用いない